

**青梅市総合体育館条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

駐車場の利用に関する適正化を図るため、青梅市総合体育館の駐車場を有料化したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市総合体育館条例の一部を改正する条例**

青梅市総合体育館条例（昭和 5 5 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 駐車場

第 4 条中「体育館」の次に「(駐車場を除く。以下この条、次条、第 9 条、第 1 1 条および別表第 1 において同じ。)」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(駐車の拒否)

第 6 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

第 7 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 および別表第 2」に改め、同条第 2 項中「、前項」を「別表第 1」に、「同項」を「同表」に改め、同条第 3

項中「使用者」の次に「または駐車場使用者」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 駐車場を使用する者（以下「駐車場使用者」という。）は、別表第2の規定による使用料を自動車の出庫の際納入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、他の方法により納入することができる。

第10条第1項中「午前9時から午後10時まで」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める使用時間」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 体育館（駐車場を除く。） 午前9時から午後10時まで

(2) 駐車場 午前零時から午後12時まで。ただし、自動車を入庫させることができる時間は、市長が別に定める。

第16条の次に次の1条を加える。

（免責）

第16条の2 使用者または駐車場使用者が体育館およびその敷地内において、青梅市の責めによらない理由により損害を受けた場合は、青梅市は、賠償の責めを負わない。

第17条の次に次の1条を加える。

（駐車場内の禁止行為）

第17条の2 駐車場使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自動車を指定した場所以外の場所に駐車すること。

(2) 駐車場の施設その他付帯設備または他の車両を損傷すること。

(3) みだりに火気を使用し、騒音を発すること。

(4) ごみその他の汚物を捨てること。

(5) 駐車した自動車を放置すること。

(6) 駐車場内において、広告宣伝を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第18条に次の1項を加える。

3 前項に規定するほか、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、第6条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条の2中「青梅市」とあるのは「青梅市および指定管理者」と読み替える

ものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

駐車場使用料表

区分	使用料
体育館の利用者	30分以上4時間以内は100円とし、4時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した額
上記以外の者	30分以上1時間以内は100円とし、1時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した額

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

青梅市総合体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市総合体育館条例（昭和55年条例第48号）

改正後	現行	備考
<p>(施設)</p> <p>第3条 体育館には、次に掲げる施設を設ける。            (1)～(4) 略  <u>(5) 駐車場</u>            (6) 略</p> <p>(使用区分)</p> <p>第4条 体育館(駐車場を除く。以下この条、次条、第9条、第11条および別表第1において同じ。)の使用区分は、貸切使用および個人使用とする。</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(駐車の拒否)</u></p> <p>第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。  <u>(1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。</u>  <u>(2) 駐車場の構造設備を損傷するおそれのあるとき。</u>  <u>(3) その他駐車場の管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用料を徴収する施設およびその使用料は、<u>別表第1および別表第2</u>のとおりとする。            2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)で<u>別表第1</u>に規定する施設を使用するものは、<u>同表</u>の規定による使用料を前納しなければならない。ただし、国または地方公共団体その他これらに類する団体に使用を承認したときは、別に納期を指定して使用料を徴収する</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 体育館には、次に掲げる施設を設ける。            (1)～(4) 略  <u>(5) 略</u></p> <p>(使用区分)</p> <p>第4条 体育館 _____ の使用区分は、貸切使用および個人使用とする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用料を徴収する施設およびその使用料は、<u>別表 _____</u>のとおりとする。            2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)で、<u>前項</u>に規定する施設を使用するものは、<u>同項</u>の規定による使用料を前納しなければならない。ただし、国または地方公共団体その他これらに類する団体に使用を承認したときは、別に納期を指定して使用料を徴収する</p>	

ことができる。

3 駐車場を使用する者（以下「駐車場使用者」という。）は、別表第2の規定による使用料を自動車の出庫の際納入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、他の方法により納入することができる。

4 使用者または駐車場使用者に特別の事情があると認められるときは、第1項の規定による使用料を減額または免除することができる。

（使用時間）

第10条 体育館の使用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める使用時間とする。

（1）体育館（駐車場を除く。） 午前9時から午後10時まで

（2）駐車場 午前零時から午後12時まで。ただし、自動車を入庫させることができる時間は、市長が別に定める。

2 略

第16条 略

（免責）

第16条の2 使用者または駐車場使用者が体育館およびその敷地内において、青梅市の責めによらない理由により損害を受けた場合は、青梅市は、賠償の責めを負わない。

第17条 略

（駐車場内の禁止行為）

第17条の2 駐車場使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）自動車を指定した場所以外の場所に駐車すること。

（2）駐車場の施設その他付帯設備または他の車両を損傷すること。

（3）みだりに火気を使用し、騒音を発すること。

（4）ごみその他の汚物を捨てること。

（5）駐車した自動車を放置すること。

（6）駐車場内において、広告宣伝を行うこと。

（7）前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそ

ことができる。

3 使用者\_\_\_\_\_に特別の事情があると認められるときは、第1項の規定による使用料を減額または免除することができる。

（使用時間）

第10条 体育館の使用時間は、午前9時から午後10時まで \_\_\_\_\_とする。

2 略

第16条 略

第17条 略

れのある行為をすること。

(指定管理者による管理)

第18条 略

2 略

3 前項に規定するほか、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、第6条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条の2中「青梅市」とあるのは「青梅市および指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第1 (第7条関係) 略

別表第2 (第7条関係)

駐車場使用料表

<u>区分</u>	<u>使用料</u>
<u>体育館の利用者</u>	30分以上4時間以内は100円とし、4時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した額
<u>上記以外の者</u>	30分以上1時間以内は100円とし、1時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した額

(指定管理者による管理)

第18条 略

2 略

別表 (第7条関係) 略

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

青梅市総合体育館条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

駐車場の利用に関する適正化を図るため、青梅市総合体育館（以下「体育館」という。）の駐車場を有料化しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 駐車場使用料を次のように定める。（第7条、別表第2関係）

駐車場を使用する者は、次表の使用料を自動車の出庫の際納入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、他の方法により納入することができる。

区分	使用料
体育館の利用者	30分以上4時間以内は100円とし、4時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した額
上記以外の者	30分以上1時間以内は100円とし、1時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した額

(2) 駐車場の使用時間の追加（第10条関係）

駐車場の使用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、自動車を入庫させることができる時間は、市長が別に定める。

(3) その他所要の規定の整備

駐車場の拒否、免責、駐車場内の禁止行為等について規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。